

第2節 市民の知恵や創造性を生かした政策を形成する

基本的方向

市民の多様なニーズに的確に対応した質の高い行政サービスの効率的な提供を図っていくため、代表民主制度を補完する、さまざまな段階での広範な市民参加の下に、多彩な市民の知恵や創造性を生かした政策形成を行う。

1 市民が政策形成に参画できるしくみづくり

(1) 市民の企画立案の支援

市民が政策形成の一翼を担うことができるよう、ひとりひとりの市民や市民活動団体等の企画立案に対し支援する。

また、これらの市民や市民活動団体等が、それぞれの特徴や専門性を生かしつつ、相乗効果を発揮できるよう、自由で創造的な企画力をもつ組織づくりやその企画立案に対し支援する。

(2) 政策形成過程への多様な参加のしくみづくり

政策形成過程の透明化を図るため、審議会等を原則公開するとともに、委員の公募制を進めるなど、企画段階から市民の知恵や創造性が生かされるしくみを構築する。

また、計画策定や施設設計等において、さまざまな立場のひとびと、ひとりひとりの意見や提案を生かしながら合意形成を図っていくワークショップ*をはじめ、市政の各分野の構想や計画を素案段階から広く市民に公表し、意見を求めるパブリックコメントの制度化等のさまざまな機会を提供することにより、多くの市民や専門的な活動を担う市民活動団体等が政策形成に参画できるしくみづくりに努める。

なお、時に応じて市民が直接に代替案を提示できるしくみについても検討を行う。

また、環境影響評価制度のように市民が政策を事前に評価できる機会を増やし、政策形成過程の透明化に努める。

ちょっと注目！

審議会等の原則公開，委員公募制の推進

政策形成の早い段階から市民意見の反映を図るため、審議会等を原則公開
ホームページなどを活用し議事録等を公開
委員の公募制の導入・拡大
審議事項に応じ女性や外国籍市民，市民活動団体等の委員の積極的登用

パブリックコメントの制度化

政策の立案に当たって、市政の各分野の構想や計画を素案段階から広く市民に公表し、意見を求めるパブリックコメントを制度化

市民参加推進計画の策定・推進

市民参加推進条例の制定

複雑・多様化する市民のニーズを的確に捉え、市政運営に生かしていくため、より多くの市民の主体的な参加が得られるよう、参加手法の充実や制度化を推進する「市民参加推進計画」を策定・推進
これらの制度やしくみを支える市民参加の基本原則を示した「市民参加推進条例」を制定

2 個性ある政策を形成するための条件整備

(1) 個性ある政策の企画ができる職員の育成

市民の意見や提案を大切にしつつ、将来ニーズを的確に把握し、幅広い角度から先駆的で大胆な個性ある政策の企画ができるよう、職員の意識改革を図るとともに、政策形成能力などの向上に努める。

(2) 個性ある政策を展開していくための税財政力の強化

本市が大都市としての一般的機能を十分に発揮するとともに、京都市独自の個性ある政策を展開するため、法定外目的税*等の研究を含め税財政力強化に向けた取組を進める。

とりわけ、税負担の公平性を確保するためにも、実効ある徴収体制の強化に努める。

また、行政が提供するサービスであっても、その性質に応じて受益者に適正な負担を求める。